

白糠都市計画（白糠町） （非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、白糠都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和12年（2030年）の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

白糠都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	白糠町	行政区域の一部	約 11,019 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、釧路・根室連携地域釧路地域の南西部に位置しており、東は釧路市、西は釧路市音別町に接し、丘陵に隔てられて流れる庶路川、茶路川及び和天別川の下流平地部に、太平洋に面して白糠、庶路・西庶路及び恋問の大きく3つの市街地が形成されてきた。

産業については、農林水産業のほか、これらの加工業及び建設資材等の製造業等を基幹産業として発展してきた。しかし、近年の経済不況や人口減少と少子高齢化の進行により、中心市街地も疲弊が進んでいる状況にあり、今後は、丘陵地が多く自然に恵まれた環境を活用し、効率的かつ利用区分を明確にした土地利用や、まちづくりが求められている。

白糠町では、「第1次産業の再興と振興」、「町民の健康づくり」、「教育（意識改革）」を将来のまちづくりの重要な視点として、町民と行政が情報を共有し協働のまちづくりを進めることとしている。

また、秩序ある市街地整備、産業の振興、豊かな自然環境の保全と活用等、自然と共生する都市づくりを進めるため、まちの将来像を次のとおり定めている。

～生き活きしらぬか、笑顔輝くまちを目指して～

本区域の都市づくりにおいては、これらを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市の防災性の向上が図られ、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、木質バイオマスの普及促進など再生可能エネルギーの導入促進等により、豊かな自然と共生する低炭素型社会の実現を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街地の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後もこれらが増加、発展に転じることは容易でないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、白糠地区、庶路・西庶路地区及び恋問地区の3つの市街地において、用途地域内の未利用地の計画的な利用等、市街地間で調和の図られた環境整備が進められてきた。

しかしながら近年は、人口の減少、少子高齢社会等、都市をとりまく環境の変化が著しく、住み続けるための各機能維持が課題となっている。

このため、本区域では都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を維持可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、白糠地区の北側並びに橋北地区、庶路地区及び西庶路地区の鉄道以北の地区等に配置し、中高層住宅地として良好な住環境形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、庶路地区に配置し、生活利便施設として小規模な日用品店舗等の立地を許容しつつ、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、3・4・3号大通（国道38号）と3・4・2号駅前通（一般道道白糠停車場線）の交差部に配置し、広域的な商業核として商業・娯楽・業務の各施設の集積を積極的に図る。
- ・地域商業業務地は、JR庶路駅前の3・2・1号庶路大通（国道38号）に配置し、近隣住民のための生活利便施設の集積を図る。
- ・沿道商業業務地は、中心商業業務地及び地域商業業務地に隣接する地区やJR西庶路駅前の3・2・1号庶路大通（国道38号）沿線に配置し、沿道サービス施設等の立地を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業地及び流通業務地で構成する。
- ・専用工業地は恋問地区の釧路白糠工業団地に配置し、各種工業施設が集積する工業拠点の形成を図る。
- ・一般工業地は西庶路地区の軽工業団地や日の出地区及び下庶路地区に、周辺住環境に配慮した軽工業等が集積する工業地の形成を図る。
- ・流通業務地は、太平洋に面した西浜地区及び岬地区の3・4・3大通（国道38号）沿線に配置し、水産関連施設など工業・流通関連施設等の集積を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・日の出地区及び下庶路地区の工業地は、一部で住宅が混在していることから、特別用途地区等の活用により、住環境に配慮した工業地として土地利用を維持する。
- ・西庶路地区の小学校跡地や3・4・8号下庶路通（一般道道上庶路庶路停車場線）のJR跨線橋架け替え予定地沿線については、既存工業地の動向と周辺住環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用が計られるための用途転換を図る。

（２）市街地における建築物の密度の構成に関する方針

商業業務地のうち、中心商業業務地及び一部周辺地区については、多様な都市機能の集積による魅力あふれる都市空間の形成を図るため、高密度の都市利用を促進する。

（３）市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

JR白糠駅周辺は、交通結節点でもある中心商業業務地区の特性等を勘案し、多様な都市機能の集積による土地利用の複合化の検討を行う。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・白糠地区の北側並びに橋北地区、庶路地区及び西庶路地区の鉄道以北の専用住宅地は、ゆとりのある良好な住環境を有していることから、地区計画等により、その維持を図るとともに、高齢社会に対応した住環境の整備を進める。
- ・庶路宮下地区は良好な自然環境が残っており、地区計画等により自然環境と調和した居住環境の形成を図る。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内にあるまとまった規模の樹林地や古くから住民に親しまれている点在する樹林については、地権者の協力を得ながら、その保全と活用の推進に務める。

（４）その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている岬の森東山公園周辺等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び防風保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・その他豊かな自然環境を有する白糠丘陵の山林原野及び並行する茶路川、庶路川、さらにコイトイ川下流部にあるコイトイ沼等については、今後とも良好な自然環境の保全に務める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・用途地域の周辺や国道38号沿道の用途白地地域には、住宅地の造成や沿道での都市的土地利用が無秩序に進んでいる地区があることから、周辺の土地利用等を保全するため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。
- ・西庶路東3北1地区のうち、現況が優良な農地である3・4・8号下庶路通（一般道道上庶路庶路停車場線）以東の河川敷地に隣接する未利用地については、必要に応じて農業振興地域への編入を見据えた用途地域の縮小を検討する。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、釧路・根室連携地域釧路地域の南西部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・白糠町では、将来を見据えた町の公共交通を確保・維持するために「地域公共交通網形成計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。
- ・本区域は、釧路地方の空の玄関口である釧路空港を有することから、広域交通の利便性の向上と円滑な交通ネットワークの形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	0.55 km/km ²	0.63 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・北海道横断自動車道が供用開始されたことから、アクセス道路の整備を行う。
- ・3・2・1号庶路大通（国道38号）、3・4・3号大通（国道38号）、3・4・4号中央通（国道392号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・2号駅前通（一般道道上庶路停車場線）、3・4・8号下庶路通（一般道道上庶路停車場線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

3・4・2号駅前通（一般道道上庶路停車場線）にJR根室本線白糠駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

3・4・8号下庶路通（一般道道上庶路停車場線）の整備を促進する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年（2015年）で70.7%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

白糠公共下水道については、下水道を確保し、西庶路地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

茶路川、庶路川及びコイトイ川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。
- ・茶路川及び庶路川の河川改修を促進する。

(3) その他の都市施設

- ・白糠町火葬場及び白糠町クリーンセンターについては、施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、茶路川、庶路川及びコイトイ川の河川空間と市街地を半環状型に取り囲む北側の丘陵樹林地により、良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、岬の森東山公園及び恋問自然観察公園を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、誘致距離を勘案した街区公園を配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として堤内スポーツ公園を配置するほか、旧庶路中学校跡地を活用した庶路スポーツ公園を新たに配置する。

c 防災系統

災害時における一時避難地として街区公園、岬の森東山公園及び坂の丘公園を配置する。

d 景観構成系統

茶路川、庶路川及びコイトイ川の河川空間や幹線道路の道路空間等の緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。

e その他の系統

橋北地区に雄大な太平洋を見下ろす坂の丘公苑墓地を配置し、既存樹林地等周辺の自然環境と一体的に静寂な土地を保全する。

② **コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針**

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園緑地等の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズに対応した緑地の適正配置を実現する観点から街区公園等の統合見直しを含め、区域内の公園緑地等が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) **実現のための具体の都市計画制度の方針**

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。